

告 示

埼玉県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
加須カタクラパーク

埼玉県加須市大門町二十一五十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町六一四

（変更後）片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲亮祐

東京都中央区明石町六一四

ハ 変更年月日

平成三十一年三月二十八日

二 届出年月日

平成三十一年四月二十二日

三 縦覧期間

令和元年五月十四日から令和元年九月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十四日から令和元年九月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課